平成２８年（フ）第６０号
栃木県佐野市新吉水町500番地　Ｃ－８
債務者　室谷　樹梨（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１１７７号
東京都荒川区町屋８丁目５－16－504
債務者　江井　美紀
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２８９号
東京都江戸川区篠崎町６丁目22－７　月光荘１－113
債務者　坂口　　昇
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０２号
東京都町田市木曽東１丁目34番10号ちひろマンション301
債務者　古宮あゆみ（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８２８号
横浜市泉区中田南２丁目12番２－304号
債務者　新村　光子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７２号
横浜市金沢区柳町32番地７　第一ヤマニ荘102号
債務者　田中　武男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７５号
横浜市中区柏葉24番地５　柏葉マンション402号室
債務者　高堀　　裕
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７８号
横浜市南区白妙町３丁目34番地４　パーク・ノヴァ横浜阪東橋弐番館610号
債務者　大石寿美代（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６３３号
福岡県大野城市大城４丁目24番35号
破産者　株式会社岡﨑
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３８号
長野県諏訪市上川２丁目2136番地８　平林上川貸家、開始決定時の住所長野県諏訪郡下諏訪町4359番地18
破産者　寺澤　一廣
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２４号
長野県諏訪市大字豊田1711番地１　スロージャム106号室
破産者　土屋　髙江
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４５号
宮城県牡鹿郡女川町旭が丘１丁目９番地の４
破産者　丸一龍神丸水産株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
群馬県太田市末広町572番地の６
破産者　株式会社神谷ニット
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７２号
富山市下大久保3550番地１
破産者　株式会社冨士産工
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４７号
岐阜市細畑華南51番地１
破産者　合同会社銀座アベニュー翼
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
三重県北牟婁郡紀北町矢口浦374番地
破産者　𠮷村　みや
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１０７６号
大阪府吹田市春日１丁目１番６－106号
破産者　株式会社エフェクト
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部